

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可旗の設置取扱要領

（背景及び目的）

第1 保安林（保安施設地区）内の立木伐採にあたっては、森林法に基づき、県（振興局）に保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書の提出が義務づけられているが、近年、無許可伐採が見られることから、森林所有者や伐採業者（以下「申請者」という）に対し、法令遵守を徹底するため、伐採許可地に許可済みである旨を表示をする旗（以下「許可旗」という）を設置するよう指導する。

（許可旗の交付）

第2 振興局長は、申請者から保安林（保安施設地区）内立木伐採許可申請書の提出があり、当該保安林の指定施業要件等に照らし適当であると認めたときは、保安林（保安施設地区）内立木伐採許可決定通知書と併せ、許可旗を交付する。

2. 許可旗には、申請者の氏名又は会社名、及び許可番号を記載する。

（許可旗の設置）

第3 許可書を受領した申請者は、保安林（保安施設地区）内の立木の伐採を開始するにあたり、伐採する森林の分かりやすい場所に許可旗を設置・掲揚しなければならない。

（設置の期間）

第4 第3により設置された許可旗は、伐採後、再造林が終了するまで、又はそれ以外の方法による更新が完了するまで設置しておくこととする。

2. 申請者は、許可旗の紛失防止に努めなければならない。

（許可旗の返納）

第5 申請者は、再造林又は更新が終了した後、すみやかに振興局長あて許可旗を返納しなければならない。

（許可旗の再交付）

第6 申請者は、許可旗を滅失又は紛失したときは、その理由を記載した保安林（保安施設地区）内立木伐採許可旗再交付申請書（第1号様式）を提出し、再交付を受けることができる。

附則 この要領は平成19伐採年度6月公表に係る伐採許可申請から適用する。

第1号様式

保安林（保安施設地区）内立木伐採許可旗再交付申請書

年　月　日

大分県　　振興局長 殿
「農山（漁）村振興部気付」

申請者

住 所

氏 名

印

下記により交付を受けた保安林（保安施設地区）内立木伐採許可旗を紛失（又は棄損）したので、再交付を申請します。

記

1. 保安林の所在場所　　市　　町大字　　字　　番
　　　　　　　　　　　　郡　　村

2 保安林の指定の目的

3. 許可年月日及び番号　　年　　月　　日
　　　　　　　　　　　　指令　局　　第　　号

4. 紛失（又は棄損）の理由